

広告付案内ディスプレイ設置仕様書

1. 広告に関する仕様

(1) 施設の使用形態

広告および広告に係る設置物については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、本市が広告募集および制作その他広告するための業務を取り扱う事業者（以下「事業者」という）に対し、行政財産である建物の一部を目的外使用する方法により行います。

(2) 提案広告料金等

提案金額は、行政財産使用料と電気料金等の必要経費（以下「使用料」という）と広告料の合計額とする。なお、当該広告設備の製作、設置、維持管理、撤去等に要する費用および原状回復に関する一切の費用は、提案者の負担となります。また、掲出する広告がなく、広告枠に空欄が生じた場合でも広告料および使用料（以下「広告料等」という）は返還しません。

①行政財産使用料

宇治市行政財産使用料条例第 2 条に基づく額を徴収します。金額については、同条例別表に基づき、宇治市道路占用料条例の定める広告塔の額とし請求します。

②電気料金

宇治市行政財産使用料条例第 3 条に基づき、事業者負担とします。算出方法は下記の方法いずれかより事業者が選択します。

ア. 事業者が電気事業者と直接電力供給契約を行い、支払う方法

イ. 機器の消費電気から割り出す方法

電気料金算出法

料金 = (A) 定額消費電力 × (B) 稼働時間 × (C) 料金単価 × (D) 開所日数

上記内容

(A) 機器の定額消費電力

(B) 開所時間（通常）：9 時 0 0 分～17 時 0 0 分（8 h）

(C) 1 時間の料金単価（円/k w h）

(D) 年間開所日数

③広告料

広告料については、事業者より提示してください。

④広告料等の納付

ア. 広告料等は、令和 4 年 6 月分から発生します。

イ. 広告料等は契約書に定める期間までに、本市発行の納入通知書により納付してください。支払われたこれら料金は返還しないこととします。

ウ. 本市の責めに帰する原因により、広告を掲出できなかった場合は、別途協議し問題解決するものとします。

⑤掲出端数（年および月端数）計算

ア. 掲出期間が 1 カ年未満の端数が生じる場合は、月割りで計算します。この場合の広

告料等は年額を12で除した額とします。

イ. 掲出期間に1カ月未満の端数があるときは、1カ月として計算します。

- (3) 掲出可能期間と更新（機器状態や社会情勢などを勘案し最長5年を目途とし、以降の対応については、双方にて協議することとします）

令和4年6月から令和5年3月31日までとします。ただし、公共施設として目的外使用することに本市が支障をしないと認めた場合は、契約時と同条件にて、令和5年4月1日から1年を単位として令和9年3月31日までを限度に、使用許可の更新申請をすることができます。なお、掲出期間内であっても、JR宇治駅前観光案内所のレイアウト変更または契約解除等により、設置場所の変更や広告掲出の全部または一部を中止することがあります。また、設置数および設置場所については協議の上、変更する場合があります。

- (4) 掲出広告内容

- ① 広告内容・デザイン等について、制作および掲出に要する一切の費用等は事業者の負担とします。
- ② 広告枠（面積）は、広域マップ、周辺マップと同等とし、1枠が極端に大きくならないようにすることとします。
- ③ 広告内容・デザイン等については、関係法令、宇治市広告掲載要項および宇治市広告掲載基準等関係規定を遵守することとします。
- ④ 広告を掲出する広告主および広告内容については、事前に市において承認を受ける必要がありますので、掲出の30日前までに市税の納付状況調査等同意書および広告内容がわかる原稿等必要な資料を提出してください。
- ⑤ 市より広告内容等について修正の指示を受けた場合は、その指示にしたがってください。
- ⑥ 市は、事業者および事業者が募集する広告主の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適切な事情が生じた場合は、全広告事業を中止することができるものとします。この場合においては、事業者は広告を撤去するとともに、原状に復さなければならないものとします。なお、この場合、市は既納の広告料等を返還しません。
- ⑦ 企業広告には、本市が指定する下記メッセージを掲載してください。
 - ・ 広告であることの表示
 - ・ 広告内容に関する一切の責任は広告主が負うこと
 - ・ 広告内容は、宇治市が推奨するものではないこと

2. 広告付案内ディスプレイ（以下「案内ディスプレイ」という）

- (1) 掲出場所

京都府宇治市宇治里尻5-9 JR宇治駅前市民交流プラザ「ゆめりあ うじ」1階

JR宇治駅前観光案内所内南側の壁面（別紙位置図参照）

スペース、縦：約2,100mm、横：約2,500mm、幅：約150mmの範囲とします。

- (2) 機器

① 電源は、JR宇治駅前観光案内所内にある通常の100Vコンセントから引いてください。

また、稼働時間は、基本、窓口対応時間の9時00分から17時00分としますが、繁忙期等の時間については、別途、協議して決定します。

②画面は、55インチ程度のディスプレイとし、企業広告と観光地等の案内および同詳細説明枠、広域マップ枠、周辺マップ枠により構成してください。また、音声機能はないものとしてください。

色合い、配置方法などについては、別途協議を行い、決定します。

その他に、本市の観光PR動画、イベント情報等が流せるディスプレイを設置していただくとともに、同ディスプレイ専用のパソコンを1台無償にて提供してください。

③表示は二カ国語（日本語、英語）対応としてください。

④広域・周辺の案内マップは、市内の公共施設、国・京都府の施設および主要な観光地・施設等（以下「観光地・公共施設等」という）を掲載するとともに、企業広告付きで制作してください。なお、掲載観光地・公共施設等については、別途、協議を行い、決定します（別紙一覧表参照）。

⑤画面上に主な観光地・公共施設等までのルートを表示できるようにしてください。

⑥観光地・公共施設等の検索データを蓄積できる機能を付けていただき、検索の問い合わせの申し入れを行った場合は同データを提供してください。

⑦マップに掲載する観光地・公共施設等は、年1回の変更時に確認、更新してください。

⑧観光地・公共施設等掲載に係る一切の費用は、事業者負担となります。

（3）留意事項

①同媒体の設置時期は、事業者と市が別途、調整するものとします。

②同媒体は、スチール製でメタリック焼き付け塗装と同程度の仕様を施すこと。

③同媒体については、角や縁が鋭利にならないよう加工を施す等、危害が生じることがないよう対策を講じてください。

④同媒体が転倒や落下等しないように、事業者の負担により固定器具等を使用して確実に固定してください。また、設置等に伴う工事については躯体への影響、安全性等について、設置前に市と十分に協議をしてください。

⑤意匠面（マップ・広告面）は、インクジェットフィルムまたはカラーコルトンフィルムを乳白色アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形状か、それと同程度の視認性・表現力が表せるものとします。

⑥メンテナンス、破損や事故時の対応など、一切の保守管理に関しては、事業者の責任と負担において行うものとします。

3. 広告内容、デザインの提出先

（1）持参

J R宇治駅前市民交流プラザ「ゆめりあ うじ」

宇治市 産業観光部 観光振興課

（2）郵送

〒611-0021

京都府宇治市宇治里尻 5-9 J R宇治駅前市民交流プラザ「ゆめりあ うじ」

宇治市 産業観光部 観光振興課宛て

封筒の表面に「広告掲出申込用紙在中」と朱書きしてください。

4. お問い合わせ先

京都府宇治市宇治里尻 5-9 JR宇治駅前市民交流プラザ「ゆめりあ うじ」

宇治市 産業観光部 観光振興課（担当：辰己・石塚）

電話番号 : 0774-39-9408

eメール : kankoushinkouka@city.uji.kyoto.jp

以 上

宇治市内の公共施設および観光地・施設一覧表

公共施設			誘導システム
1	宇治市役所		◎
2	うじ安心館		
3	文化センター	文化会館・歴史資料館・中央公民館・中央図書館	◎
4	東宇治図書館		
5	西宇治図書館		
6	木幡公民館		
7	小倉公民館		
8	広野公民館		
9	源氏物語ミュージアム		◎
10	お茶と宇治のまち歴史公園	ミュージアム「茶づな」・宇治川太閤堤跡	◎
11	生涯学習センター		
12	アクトパル宇治	総合野外活動センター	
13	黄檗公園	黄檗体育館	
14	西宇治公園	西宇治体育館	
15	植物公園		○
16	産業振興センター		
17	産業会館		
18	コミュニティワークこはた館		
19	コミュニティワークうじ館		
20	河原青少年センター		
21	善法青少年センター		
22	大久保青少年センター		
23	総合福祉会館		
24	ゆめりあうじ		
25	菟道ふれあいセンター	青少年指導センター	
26	平盛ふれあいセンター		
27	伊勢田ふれあいセンター		
28	西小倉コミュニティセンター		
29	東宇治コミュニティセンター		
30	南宇治コミュニティセンター		
31	槇島コミュニティセンター		
32	木幡地域福祉センター		
33	西小倉地域福祉センター		
34	東宇治地域福祉センター		
35	開地域福祉センター		
36	広野地域福祉センター		
37	槇島地域福祉センター		
38	宇治市斎場		
39			
40			

国・府の公共施設			
1	宇治総合庁舎	山城広域振興局・山城北保健所	○
2	宇治児童相談所		
3	城南勤労者福祉会館	城南地域職業訓練センター・京都地方税機構山城中部地方事務所	
4	宇治警察署		◎
5	宇治税務署		
6	宇治簡易裁判所		
7	京都地方法務局宇治支局		
8	宇治公共職業安定所		
9	お茶の京都DMO		○
10	京都府茶業会議所		
11			
12			
13			
14			
15			

観光地および施設			
1	観光センター		◎
2	JR宇治駅前観光案内所		
3	京阪宇治駅前観光案内所		
4	近鉄大久保駅観光案内所		
5	市営茶室「対鳳庵」		◎
6	宇治茶道場「匠の館」		◎
7	太陽が丘（山城総合運動公園）		○
8	天ヶ瀬森林公園		
9	天ヶ瀬ダム		○
10	天ヶ瀬吊り橋		○
11	白虹橋		
12	菟道雅郎子（とどういらつこ）の墓		
13	大吉山（仏徳山）	展望台	△
14	平等院	世界遺産	◎
15	宇治上神社	世界遺産	◎
16	縣神社		
17	宇治神社		
18	金色院・白山神社		
19	三室戸寺		○
20	黄檗山萬福寺		○
21	恵心院		
22	宇治十帖モニュメント		
23	紫式部像		
24	十三重石塔		
25	宇治川鶴飼		○
26			
27			
28			
29			
30			